

背景

原子力災害対策指針の改正により、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、所属組織が定めることとされた。放射線業務従事者には女性の線量限度の定めがあることも踏まえ、防護指標の見直しを行う。

対応

災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく管理は、下表の防護指標に基づき行う。

【現行】	業務	外部被ばくによる実効線量の上限
	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	50mSv/年



【新指標】	業務	線量の上限
	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量: 5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv 等価線量 眼の水晶体: 5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv 皮膚: 1年間につき500mSv
	女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)	実効線量: 3月間につき5mSv
	妊娠と診断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)	内部被ばくによる実効線量: 1mSv 腹部表面に受ける等価線量: 2mSv